

# 自動車保険をご契約いただくお客様へ 重要事項説明書

2023年1月1日以降保険始期契約用

楽天損害保険株式会社

※申込書等への署名または記名・捺印  
(または弊社所定の画面での確認)は、  
この書面の受領印を兼ねています。

## この書面では、自動車保険に関する 重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」等) についてご説明しています。

- ご契約前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いします。
- ご契約者と記名被保険者・車両所有者(車両保険をセットしている場合)が異なる場合には、この書面に記載の事項を、記名被保険者・車両所有者の方に必ずご説明ください。
- この書面では、個人用自動車保険および総合自動車保険について記載しています。個人用自動車保険は、記名被保険者が個人の方専用の自動車保険で、対象となる自動車の用途車種は自家用8車種となります。

※所有・使用する自動車の総付保台数<sup>[注]</sup>が10台以上のご契約者(フリート契約者といいます。)の場合等は、ご契約の方法が異なることがあります。詳しくは取扱代理店または弊社にご相談ください。

[注]他の保険会社(共済を除きます。)でご契約されている自動車を含みます。

### →契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

### →注意喚起情報

ご契約に際してご契約者にとって不利益になる  
事項等、特にご注意いただきたい事項

- ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。
- この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款および特約)」をご参照ください。
- ご契約の締結前に「ご契約のしおり(普通保険約款および特約)」の冊子をご希望の場合は、取扱代理店または弊社にご請求ください。なお、弊社ホームページのWeb約款でもご確認いただけます。

Web約款は右のコードから  
アクセスできます。  
※スマートフォン以外の携帯電話を除きます。



### しおり

このマークがついた項目は、「ご契約のしおり  
(普通保険約款および特約)」に記載されています。

この重要事項説明書に記載のない次の項目については、「ご契約のしおり(普通保険約款および特約)」をご参照ください。

- 団体扱・集団扱について ●共同保険契約について
- お車の入替

など

### 保険用語のご説明



この書面で使用している保険用語のご説明です。なお、「ご契約のしおり(普通保険約款および特約)」において、より詳細なご説明等を行っている場合があります。この場合は、「ご契約のしおり(普通保険約款および特約)」の内容が優先されますのでご注意ください。

#### き 記名被保険者

保険証券等の「記名被保険者」欄に記載(または表示)されている方をいいます。法人の場合はその法人、個人の場合はご契約のお車を主に使用される方をいいます。なお、「記名被保険者」欄が空欄の場合は、「ご契約者」を記名被保険者とみなします。

#### こ ご家族

記名被保険者の配偶者、記名被保険者もしくはその配偶者の同居の親族または記名被保険者もしくはその配偶者の別居の未婚の子供をいいます。

#### ご契約者(保険契約者)

ご契約の当事者(保険料を払い込みいただく方)で、保険契約上のさまざまな権利・義務を持たれる方をいいます。

#### し 自家用8車種

用途車種が、自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車、自家用(小型・軽四輪)貨物車、自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン超2トン以下・最大積載量0.5トン以下)および特種用途自動車(キャンピング車)に該当する自動車をいいます。

#### 始期日

保険期間の開始日をいいます。

#### と 同居の親族

同一の家屋に居住する6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。なお、ここでいう「同居」とは同一の家屋に居住していることをいい、同一生計であることや扶養関係は問いません。

#### 特約

普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する場合、その補充・変更の内容を定めたものです。

#### は 配偶者

婚姻の相手方をいい、内縁の相手方および同性パートナー<sup>[注]</sup>を含みます。

[注]戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方をいいます。

#### ひ 被保険者

保険の補償を受けられる方をいいます。

#### ふ 普通保険約款

ご契約内容について、原則的な事項を定めたものです。

#### ほ 保険金

事故が発生した場合に、弊社がお支払いする補償額をいいます。

#### 保険金額

ご契約いただいた保険で保険金をお支払いする事故が発生した場合に、弊社がお支払いする保険金の限度額(補償限度額)をいいます。

#### 保険証券等

弊社所定の保険証券または弊社所定のインターネット上の契約情報画面をいいます。

#### み 未婚

これまでに婚姻歴がないことをいいます。

#### も 申込書等

弊社所定の保険契約申込書またはインターネットおよび弊社所定の機器等における契約申込画面をいいます。

#### よ 用途車種

「用途」とは、自家用・営業用(事業用)のお車の使用形態の区分をいいます。「車種」とは、普通乗用車、小型乗用車、普通貨物車、小型ダンプカー、バス等の自動車の区分をいいます。なお、用途車種の区分は、原則としてナンバープレートの分類番号および塗色に基づいて弊社が定める区分によります。



# 契約締結前におけるご確認事項

## ① 商品の仕組み

個人用自動車保険および総合自動車保険の基本となる補償、自動的にセットされる特約(自動セット特約)、セットすることができる特約(任意セット特約)は次のとおりです。なお、特約名称は、略称で記載されているものがあります。特約の正式名称は、「ご契約のしおり(普通保険約款および特約)」でご確認ください。

**個人** : 個人用自動車保険のみ対象    **総合** : 総合自動車保険のみ対象

	基本となる補償	セットできる主な特約
相手への賠償	<b>対人賠償責任保険</b> <b>対物賠償責任保険</b>	<b>対物超過修理費用補償特約</b> (個人用自動車保険自動セット)
ご自身・同乗者の補償	<b>人身傷害保険</b>	<b>人身傷害死亡・重度後遺障害時緊急支援費用補償特約</b> (個人用自動車保険自動セット) <b>人身傷害保険の車外危険補償特約</b> <b>搭乗者傷害特約(死亡・後遺障害)</b> <b>搭乗者傷害特約(部位・症状別払)</b> <b>搭乗者傷害特約(医療保険金日数払)</b> (総合) [注1] <b>搭乗者傷害医療保険金倍額払特約</b> [注2]
お車の補償	<b>車両保険</b>	<b>車両全損時臨時費用補償特約</b> (個人用自動車保険自動セット) <b>車両新車取得費用補償特約</b> <b>車両価額協定保険特約</b> (自動セット) <b>車両保険無過失事故に関する特約</b> (個人用自動車保険自動セット) <b>車両盗難補償対象外特約</b> [注3]

### ■上記以外の主な特約

自動セット特約	任意セット特約
<b>無保険車傷害特約</b>	<b>事故・故障時レンタカー費用補償特約</b>
<b>自損事故傷害特約</b>	<b>ファミリーバイク特約</b> [注6]
<b>他車運転危険補償特約</b> [注4]	<b>車内積載動産補償特約</b>
<b>ロードアシスタンス特約</b> [注5]	<b>個人賠償責任補償特約</b>
<b>被害者救済費用等補償特約</b>	<b>自動車事故弁護士費用等補償特約</b>
	<b>ファミリー自転車傷害特約</b> (個人)



### →契約概要



- 普通保険約款・特約一覧表
- 個人用自動車保険の補償内容
- 総合自動車保険(PAP)の補償内容
- ロードアシスタンスおよびご提供している主なサービス

#### [注1]

搭乗者傷害特約(死亡・後遺障害)とあわせてセットできます。ただし、搭乗者傷害特約(部位・症状別払)と同時にセットすることはできません。

#### [注2]

搭乗者傷害特約(部位・症状別払)とあわせてセットすることができます。

#### [注3]

総合自動車保険においては、二輪自動車・原動機付自転車の車両保険に自動セットされます。

#### [注4]

他車運転危険補償特約(二輪自動車・原動機付自転車)を含みます。

#### [注5]

一部のフリート契約については任意セットになります。なお、この特約がセットされたご契約は、故障時緊急修理サービス等の無料サービスを受けることができます。詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款および特約)」をご参照ください。

#### [注6]

ファミリーバイク特約(自損傷害)およびファミリーバイク特約(人身傷害)をいいます。

## ② 基本となる補償および補償される運転者の範囲等

### ① 基本となる補償

基本となる補償は、次のとおり構成されています。また、保険金をお支払いする主な場合およびお支払いできない主な場合は次のとおりです。詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款および特約)」をご参考ください。

#### 保険金をお支払いできない主な場合(全補償共通)

- 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
  - ご契約のお車を競技・曲技のために使用すること、または、これらを行うことを目的とする場所において使用することによって生じた損害
- など

→契約概要

→注意喚起情報



- 個人用自動車保険の補償内容
- 総合自動車保険(PAP)の補償内容

個人:個人用自動車保険 総合:総合自動車保険 ◎:必ずセットされます ○:オプションでセットできます

基本となる 補償	個人	総合	保険金をお支払いする 主な場合	保険金をお支払いでき ない 主な場合
相手への 賠償	対人 賠償 責任 保険	◎ ○	ご契約のお車を運転中等の事故により他人の生命または身体を害し、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額について被害者1名につきそれぞれ保険金額を限度に対人賠償保険金をお支払いします。なお、自賠責保険等により支払われるべき金額を超える部分に限ります。	次のいずれかに該当する方の生命または身体が害されたことによって被保険者が被った損害 <ul style="list-style-type: none"> <li>◆記名被保険者</li> <li>◆ご契約のお車を運転中の方またはその父母、配偶者もしくはお子様</li> <li>◆被保険者の父母、配偶者もしくはお子様</li> <li>◆被保険者の業務に従事中の使用者</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
	対物 賠償 責任 保険	◎ ○	ご契約のお車を運転中等の事故により他人の財物に損害を与えたこと、または電車等を運行不能にさせたことにより、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額について、1事故につき保険金額を限度に対物賠償保険金をお支払いします。	次のいずれかに該当する方の所有、使用もしくは管理する財物が滅失、破損もしくは汚損されたこと、またはそれの方方が所有、使用もしくは管理する電車等を運行不能にさせたことによって被保険者が被った損害 <ul style="list-style-type: none"> <li>◆記名被保険者</li> <li>◆ご契約のお車を運転中の方またはその父母、配偶者もしくはお子様</li> <li>◆被保険者またはその父母、配偶者もしくはお子様</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
ご自身・ 同乗者の 補償	人身 傷害 保険	◎ ○ [注1]	ご契約のお車に搭乗中の方等 [注2] が事故により死傷した場合に、1名につきそれぞれ保険金額を限度に人身傷害保険金をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆被保険者の故意または重大な過失によってその本人に生じた損害</li> <li>◆無免許運転、麻薬、危険ドラッグ等の影響で正常な運転ができないおそれがある状態での運転、酒気を帯びた状態での運転の場合に、その本人に生じた死傷による損害</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
お車の 補償	車両 保険	○ ○	偶然な事故によりご契約のお車に損害が生じた場合に、損害額(修理費等)から免責金額(自己負担額)を差し引いた額について、保険金額を限度に車両保険金をお支払いします。(全損の場合は免責金額を差し引かずにお支払いします。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって生じた損害</li> <li>◆欠陥・摩滅・腐しょく・さび、その他自然消耗、故障損害</li> <li>◆取り外された部分品・付属品に生じた損害、定着されていない付属品の単独損害、タイヤの単独損害、法令により禁止されている改造を行った部分品・付属品に生じた損害</li> <li>◆無免許運転、麻薬、危険ドラッグ等の影響で正常な運転ができないおそれがある状態での運転、酒気を帯びた状態での運転の場合に生じた損害</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>

\*上記の保険金以外に、事故によって発生する費用のうち保険金としてお支払いするものがあります。

\*被保険者は基本となる補償ごとに定めています。

#### ■車両保険の種類と補償範囲について

車両保険の種類には、主に次の2つのタイプがあります。ご契約の種類により補償の範囲が異なりますので、内容をご確認のうえ、ご契約ください。

○:補償します ✕:補償できません

事故例 種類	自動車との 接触・衝突	自動車による あて逃げ	火災・爆発・ 騒擾・台風・ 洪水・高潮	窓ガラスの 破損・落書き・ いたずら	盗難 [注3]	単独事故・ 自動車以外の 他物との事故
一般車両保険	○	○	○	○	○	○
車対車+A	○	○	○	○	○	✕

### ② 免責金額(自己負担額)

対物賠償責任保険および車両保険は、免責金額(自己負担額)を設定することができます。車両保険の免責金額の設定方式には次の2種類があり、いずれかの方式をお選びいただきます。  
[注4]

定額方式

2回目以降の事故に適用される免責金額が1回目の事故に適用される免責金額と同額である方式

→注意喚起情報

[注3]

[注4]

個人用自動車保険においては、対物賠償責任保険の免責金額(自己負担額)は0万円のみです。









# 契約締結後におけるご注意事項



## ① 通知義務

ご契約後、申込書等に記載(または表示)された☆などにより示されている項目(通知事項)に変更が生じた場合は、遅滞なく取扱代理店または弊社にご通知ください。ご通知がなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

### ■ 主な通知事項

- ・記名被保険者の個人・法人区分の変更
- ・ご契約のお車の登録番号(ナンバープレート)、用途車種の変更
- ・ご契約のお車の使用目的の変更(個人用自動車保険のみ)
- ・ご契約のお車の、レンタカー⇒レンタカー以外、または教習車⇒教習車以外の変更
- ・ご契約のお車の主な使用地の変更(沖縄⇒沖縄以外の変更)
- ・自動ブレーキ装置の有無の変更

また、ご契約後、次の事実が発生する場合には、ご契約内容の変更が必要となります。直ちに取扱代理店または弊社にご通知ください。

- ◆ ご契約者または記名被保険者が変更となる場合
- ◆ 保険証券等記載の住所または連絡先 [注] が変更となる場合
- ◆ 改造や付属品の装着などによりご契約のお車の時価が著しく増加する場合
- ◆ 保険金額の変更や特約の追加・削除等契約条件を変更する場合
- ◆ 運転者の範囲(運転者の限定、運転者年齢条件)を変更する場合
- ◆ ご契約のお車の入替の場合
- ◆ ご契約のお車の譲渡の場合
- ◆ 所有・使用する自動車の総付保台数が10台以上となった場合
- ◆ 上記のほか、ご契約内容に変更がある場合

→ 注意喚起情報



● 通知義務と通知事項等

## ② 解約返れい金

ご契約を解約する場合は、取扱代理店または弊社に速やかにお申出ください。

- ご契約の解約に際しては、ご契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を、解約返れい金として返還します。なお、ご契約のお車を廃車した場合であっても、解約日は廃車日ではなく、解約のお申出日以降となります。
- 解約の条件および解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還します。解約返れい金は、保険料の払込方法や解約事由により異なります。
- 始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。追加でご請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。ご契約が解除された場合には、原則としてご契約の等級を継承できません。
- 分割払の場合、解約手続きのタイミングにより、解約日以降の保険料が引き落とされることがあります。解約時点で未収保険料がない場合、引き落とされた保険料は返還します。

→ 契約概要

→ 注意喚起情報



● 保険契約の解約と解約返れい金

## ③ ご契約の中止制度

継続してご契約しない場合または解約した場合、そのご契約の等級および事故有係数適用期間は、次契約に継承されません。ただし、次のような場合で、所定の条件を満たすときは、中止日(ご契約の満期日または解約日)の翌日から13か月以内に中止証明書の発行をお申し出いただくことにより、等級および事故有係数適用期間を継承することができます。

- ◆ 廃車・譲渡・リース業者への返還などで保険期間の途中でご契約のお車を手放した場合
- ◆ 盗難等によりご契約のお車が滅失した場合
- ◆ 一時抹消登録によりご契約のお車を使用しなくなった場合
- ◆ ご契約のお車が車検切れとなった場合
- ◆ 記名被保険者の海外渡航などによりご契約を一時的に中断した場合

など

→ 注意喚起情報



● ご契約を中断した場合の等級



## その他ご留意いただきたいこと

### ① 取扱代理店の権限

取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、お客様からの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付およびご契約の管理等の代理業務を行っています。したがいまして、取扱代理店との間で有効に成立したご契約は、弊社と直接ご契約されたものとなります。

→ 注意喚起情報

## ② 保険会社破綻時等の取扱い

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、弊社も加入しています。自動車保険は「損害保険契約者保護機構」の対象なので、引受保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

## ③ 個人情報の取扱い

お客様の個人情報に関しては、お預かりした個人情報を適切に取扱うとともに、その安全管理に努めます。詳しくは、「個人情報のお取扱いについて」をご参照ください。

なお、「個人情報のお取扱いについて」は、弊社ホームページ(<https://www.rakuten-sponpo.co.jp/>)からもご覧いただけます。

## ④ 重大事由による解除

この保険契約では、次のいずれかに該当する事由等がある場合には、ご契約を解除することや保険金をお支払いできないことがあります。

- ◆ ご契約者、被保険者または保険金受取人が、保険金を支払わせる目的で事故を起こした場合
- ◆ ご契約者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ◆ 被保険者または保険金受取人が、保険金の請求について詐欺を行った場合

## ⑤ ご契約のお引受け

前契約の事故件数、ご契約の等級、その他事故の発生状況等により、ご契約のお引受けまたはご継続をお断りすることや、ご希望の条件と異なるご契約条件でのお引受けをさせていただくことがあります。

## ⑥ 事故が起きた場合

保険金の請求を行うときは、保険金請求書に加え、普通保険約款・特約に定める書類のほか、「ご契約のしおり(普通保険約款および特約)」に記載の書類等をご提出いただくことがあります。

## ⑦ 保険金の請求について

● 保険金請求権は、時効(3年)がありますのでご注意ください。

● 事故により保険金を受領された後、その保険金を全額弊社に返還されたとしても、その事故は保険事故として取り扱いますのでご注意ください。[\[注\]](#)

→注意喚起情報



● 保険会社破綻時等の取扱い

→注意喚起情報



● 保険契約の重大事由による解除



● 必要書類をご提出ください

[注]

自動車メーカー等によるリコールが原因の場合を除きます。

弊社への保険に関するお問い合わせ・ご相談・苦情は  
**お客様相談センター**

**0120-115-603**

○受付時間:平日午前9時～午後5時(年末年始は除きます。  
○携帯電話からもご利用いただけます。  
○一部のお手続きは、当社の委託先が承ります。

事故の受付は  
「楽天保険の総合窓口あんしんダイヤル」または「取扱代理店」へ  
**楽天保険の総合窓口あんしんダイヤル**

**0120-120-555**

○受付時間:24時間・365日  
○携帯電話からもご利用いただけます。

弊社との間で問題を解決できない場合には  
(指定紛争解決機関) →注意喚起情報

**一般社団法人日本損害保険協会**  
**そんぽADRセンター**

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

**0570-022808** (有料)

【全国共通】 ○受付時間:平日午前9時15分～午後5時  
(土日・祝日および12/30～1/4は除きます。)

※ナビダイヤルでは、各電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は適用されませんので、ご注意ください。

・携帯電話からもご利用いただけます。電話リレーサービス、IP電話からは03-4332-5241におかけください。

・おかげ間違いにご注意ください。

・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。  
(<https://www.sonpo.or.jp/efforts/adr/>)